

特別葬祭給付金について

1. 趣旨

- 被爆による被害を受けながら、原爆の投下（昭和20年8月6日・9日）から被爆者対策が実施される以前、あるいはその対策の充実を見る前に亡くなられた方が、生前に経験された苦難は想像に余りあるものがある。
- そこで、被爆後50年を迎えるに当たり、こうした死没者の方々の苦難とともに経験した遺族の方であって、自身も被爆者としていわば二重の犠牲を払ってこられた方々に対する生存被爆者対策の一環として、特別葬祭給付金を支給することにより、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記する。

2. 支給対象者

- 支給対象者は、次の要件を満たす生存被爆者とする。
 - ① 支給対象者が、原爆の投下（昭和20年8月6日・9日）から昭和44年の葬祭料創設以前に亡くなった原爆死没者の遺族（※）であること。
 - （※）遺族の範囲は、死没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
 - ② 支給対象者自身も被爆者（被爆者手帳の交付を受けている人）であること。
- 給付額は、支給対象者一人に対して一律10万円とし、交付国債（2年償還）により支給する。

※ なお、このほかにも、慰霊施設の設置など、原爆死没者全体について、その尊い犠牲を銘記する事業を行う。

【前文】（案）

昭和二十年八月、広島及び長崎に投下された原子爆弾は、多くの尊い生命を一瞬にして奪った。原子爆弾という比類のない破壊兵器は、たとえ一命をとりとめた被爆者にも生涯消えることのない傷跡と後遺症を残し、また不安の中での生活をもたらした。このような原爆放射線被害に苦しむ被爆者の方々に対して、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）に基づく医療の給付及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）に基づく各種手当の支給をはじめとする各般にわたる施策を逐年講じてきたところである。

また、われらは、二度と再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年を迎えるに当たり、われらは、改めて核兵器の廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍を繰り返すことなく、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原爆投下の結果として生じた他の戦争被害とは異なる原爆放射能による健康被害という特殊の被害にかんがみ、高齢化の一層進行している被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、併せて、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。